

熊本県請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県農林水産部、土木部、広域本部、地域振興局及び所属出先機関（以下「部局等」という。）が所管する請負工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の請負金額が250万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、部局等の長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の検査を行う者（以下「検査員」という。）及び工事の監督を行う者（以下「監督員」という。）とする。

2 前項に定めるもののほか、評定者に関し必要な事項は、別に定める。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して、的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、第7条に定める評定表等に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員は検査を実施したとき、監督員は工事がしゅん工（一部しゅん工を除く。）したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表等の提出)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、知事に工事成績評定表、工事成績採点表及び細目別評定点採点表（以下「評定表等」という。）を提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 部局等の長は、評定者からしゅん工に係る評定表等の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、別に定めるところにより評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 部局等の長は、前条の規定による通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、当該評定を修正しなければならない。

2 部局等の長は、前項の規定による修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日(熊本県の休日定める条例(平成元年条例第10号)第1条に規定する熊本県の休日を含まない。)以内に、疑義内容を具体的に記載した書面により、通知を行った部局等の長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 部局等の長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に既に契約している請負工事については、適用しない

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日以降に検査を行う請負工事について適用する。